

情報 最前線

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎 TEL0897-56-5151
- 東予総合支所 TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所 TEL0898-68-7300
- 小松総合支所 TEL0898-72-2111

お知らせ

6月定時登録による選挙人名簿新規登録者の縦覧

6月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

■新規登録者

昭和61年6月2日以前に生まれた日本国民で、平成18年3月1日までに西条市の住民基本台帳に記録もしくは同日までに転入の届け出をした人で、引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている人。

■縦覧期間

6月3日(土)～7日(水)

8時30分～17時

■縦覧場所

市庁舎別館3階  
市選挙管理委員会事務局

住宅用太陽光発電システムの設置費を補助します

市では環境に調和したまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して、補助金を交付します。

■補助の対象者

自らが居住する市内の住宅に、太陽光発電システムを設置する方(補助申請の年度内に設置工事を完了すること)

■補助金額

システムを構成する太陽電池の最大出力値に、1キロワット当たり1万円を乗じて得た額を交付します。(最大出力値の上限は4キロワット)

■補助金交付の申請方法

①補助金の予約申請  
補助金交付予約申請書に係書類を添付して、市に提出します。

※予約申請の受付期間は7月3日(月)～10月31日(火)です。  
②補助金の交付申請  
設置工事が完了した後、補助金交付申請書に係書類を添付して市に提出します。  
③補助金の請求  
補助金の交付決定通知を受けた後、市に補助金交付請求書提出します。  
※市へ提出する申請書等の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

■その他

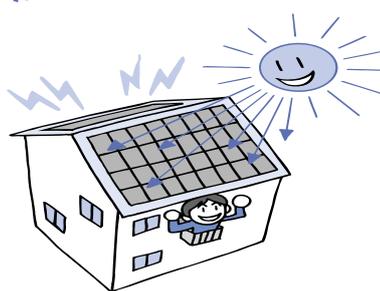
○設置したシステムを法定耐用年数の期間内に処分した場合は、補助金を返還していただく場合があります。

○システム設置後、参考データの提供にご協力いただく場合があります。(2年間)

■問合せ

市庁舎本館産業振興課  
産業政策係(内線2544)

太陽光発電で省エネ生活!



重度心身障害者・母子家庭医療費受給者証の更新

現在、使用している重度心身障害者と母子家庭の医療費受給者証は、6月30日(金)で、有効期間が満了となります。

7月1日(土)からは、新しい受給者証が必要となりますので、必ず更新手続きをしてください。更新手続きの必要な方へは、案内通知を送付します。

受給資格があるにもかかわらず医療費助成の申請を行っていない方、平成17年中の所

得税が非課税のため新たに該当すると思われる方は、担当課で申請手続きを行ってください。なお、平成17年中の所得税が非課税のため新たに該当する方の申請手続きは、6月末からになります。

■更新・申請場所

- 市庁舎本館国保医療課 医療係 (内線2434)
- 東予総合支所市民生活課 市民保険係 (内線152)
- 丹原総合支所市民生活課 市民保険係 (内線208)
- 小松総合支所市民生活課 市民保険係 (内線135)

重度心身障害者・母子家庭医療費受給者証の資格等

種別	受給資格		更新・申請時に必要なもの
	対象	所得税要件	
重度心身障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A	なし	身体障害者手帳 療育手帳 保険証、印鑑 ※1
	身体障害者手帳3～6級と療育手帳B		
	身体障害者手帳3級 療育手帳B	非課税世帯	身体障害者手帳 療育手帳 保険証、印鑑 受給者証(更新者) ※1、※2
母子家庭	母と同じ保険に加入している20歳までの児童(学生の方はこの限りではありません)	生計維持者(母)が非課税	保険証、印鑑 受給者証(更新者) ※1、※2
	祖母と孫、姉と弟妹、父母のいない児童など、準母子家庭の方 配偶者が障害などで母子家庭と同様の事情にある方		

※1 重度心身障害者で西条市内に住居登録をしていない児童、母子家庭で18歳以上の学生(高校生を除く)は、在学証明書が必要です。  
※2 平成18年1月2日以降に転入した方は、所得税が非課税と分かる書類(課税証明書、源泉徴収票など)が必要です。市外に住所がある重度心身障害者で、西条市の国民健康保険証を持っている方も、所得税が非課税と分かる書類が必要です。